

視点4 福祉施設の事業者を支援

行動7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。

障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関、また、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどの専門的広域的な支援機関は、これまでに多くの就労支援ノウハウを蓄積しています。

こうしたノウハウについて、互いのセンターや、就労移行支援事業者をはじめとする福祉施設に提供することなどにより、福祉施設の従事者の人材育成を図り、地域全体の就労支援力を高めていきます。

【人材育成の取組】

就業支援基礎研修 (障害者就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修))
○障害者雇用の現状と障害者雇用施策
○就業支援のプロセス
○就労支援機関の役割と連携
○障害特性と職業的課題
○労働関係法規の基礎知識
○ケーススタディ・意見交換
○企業における障害者雇用の実際
○障害者の雇用を進めるためのコミュニケーション技法

(東京都福祉保健局、東京障害者職業センター)

就労支援課題別セミナー(平成27年度)(本所実施分)	
第1回	○アセスメントの視点を学ぶ① ~アセスメントの基本を学ぶ~
第2回	○アセスメントの視点を学ぶ② ~幕張ワークサンプルを活用する~
第3回	○発達障害のある方への就労支援 ~基礎~
第4回	○リワーク支援のノウハウ
第5回	○発達障害のある方のコミュニケーションプログラム体験
第6回	○企業における発達障害者の雇用管理を知る ~職業センターにおける支援を体験~
第7回	○精神障害のある方への就労支援 ~基礎~
第8回	○発達障害のある方の就労支援を考える ~事例検討~
第9回	○リワーク支援のノウハウ
第10回	○求職活動支援のノウハウ ~ジョブマッチングについて考える
就労支援課題別セミナー(平成27年度)(多摩支所実施分)	
第1回	○就労支援におけるクライアントとの相談の進め方
第2回	○就労支援を効果的に進めるための職業評価の進め方 ~幕張ワークサンプルを活用する~
第3回	○障害者のスキル向上のためのグループプログラムの進め方 ~問題解決技能トレーニング、JST等のグループプログラムを学ぶ~
第4回	○障害者の雇用管理の実際 ~事例検討~

(東京障害者職業センター)

(就労支援機関、福祉施設、東京障害者職業センター、東京都)

行動7を具体化する事業

事業名・事業内容	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度 取組と事業目標	担当
<p>7-1 就労支援体制レベルアップ事業</p> <p>区市町村障害者就労支援事業や就労移行支援事業所の支援員を対象に障害者の就労支援を行ううえで必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行う。</p> <p>【規模】 100名 3日間</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員</p>	<p>・3日間のカリキュラムで3回実施</p> <p>【規模】161名(3日間×3回)</p> <p>【対象】就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員(初任者)</p> <p>・中堅研修 2日間のカリキュラムを1回実施</p> <p>【規模】37名(2日間)</p> <p>【対象】区市町村障害者就労支援センターの中堅職員</p>	<p>・3日間のカリキュラムで3回実施</p> <p>【規模】142名(3日間×3回)</p> <p>【対象】就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員(初任者)</p> <p>・中堅研修 2日間のカリキュラムを1回実施</p> <p>【規模】26名(2日間)</p> <p>【対象】区市町村障害者就労支援センターの中堅職員</p>	<p>・3日間のカリキュラムで3回実施</p> <p>【規模】142名(3日間×3回)</p> <p>【対象】就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターなどの支援員(初任者)</p> <p>※中堅研修は7-3就労支援機関等スキル向上事業(新規)へ統合</p>	<p>区市町村障害者就労支援事業者や障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所の支援員の技術の向上を図る。</p> <p>東京障害者職業センターとの合同研修(基礎研修)を引き続き実施し、地域における支援機関の体制・機能を強化する。</p>	【事業所管】 東京都
<p>7-2 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供</p> <p>福祉施設等に対し、就労支援方法に関する技術的な助言や援助を積極的に行うほか、就労移行支援事業者の就労支援員等を対象に、就業支援に必要な基本的知識・技術等を付与するための研修を行う。</p> <p>【規模】 3日間の研修を5回(各30名)</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者の就労支援員が重点対象 その他福祉、医療等の機関において就業支援を担当する職員</p>	<p>・東京都福祉保健局の「就労支援体制レベルアップ事業」とタイアップした「就業支援基礎研修」開催(50名規模3回)</p> <p>・就労支援課題別セミナー(テーマ例:心理検査を発達障害者支援に役立てるために)の開催(本所:30名規模10回、支所:8名規模4回)</p> <p>・就労支援機関からの個別のニーズに応じたカスタマイズ型研修を29機関に実施</p>	<p>・東京都福祉保健局の「就労支援体制レベルアップ事業」とタイアップした「就業支援基礎研修」開催(50名規模3回)</p> <p>・就労支援課題別セミナー(テーマ例:精神障害のある人への就労支援)の開催(本所:30名規模10回、支所:8名規模4回)</p> <p>・就労支援機関からの個別のニーズに応じたカスタマイズ型研修を18機関に実施</p>	<p>・東京都福祉保健局の「就労支援体制レベルアップ事業」とタイアップした「就業支援基礎研修」開催(50名規模3回)</p> <p>・就労支援課題別セミナー(テーマ例:就労支援機関で活用できるアセスメント技法)の開催(本所:30名規模6回、支所:8名規模4回)</p> <p>・就労支援機関からの個別ニーズに応じたカスタマイズ型研修を20機関に実施</p>	<p>地域の就労支援機関の支援力の底上げと充実を図るため、以下のことを実施する。</p>	【事業所管】 東京障害者職業センター
<p>7-3 就労支援機関等スキル向上事業</p> <p>就労支援機関等を対象に、雇用導入期の企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や企業との意見交換会を行うとともに、障害特性に応じた支援等に関する専門研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図る。</p> <p>【規模】 3日間×年2回実施 1回あたり50人 年100人</p> <p>【対象】 就労移行支援事業者、区市町村障害者就労支援センター等の支援員</p>	27年度 新規事業	27年度 新規事業	<p>・専門研修 1日間×年2回(参加82名)</p> <p>・マッチングスキル等向上研修 3日間×年2回(参加70名)</p>	<p>就労移行支援事業所や区市町村障害者就労支援センター等の支援力のさらなる向上を図る。</p> <p>・専門研修 1日間×年2回</p> <p>・マッチングスキル等向上研修 3日間×年2回</p>	【事業所管】 東京都

行動 8

効果的な就労支援ツールを普及させます。

各就労移行支援事業者、就労支援センター等が使用している就労移行支援プログラムや職業評価（アセスメント）、マッチングなどの支援ツールなどは、それぞれの機関の創意工夫のもとに作成されています。

このような就労移行支援プログラムなどの各種支援ツールについて、各就労支援機関に情報提供することにより普及させ、全体の就労支援事業のレベルアップを図っていきます。

【支援ツールの一例】 就労移行支援のためのチェックリスト(東京障害者職業センター)

チェックリスト経過記録表				支援対象者名												
実施回数、記入者名、実施した日付を記入し、各項目の結果に○をつけて下さい。 3回分記入できます。さらに実施する場合には、この用紙をコピーしてご使用下さい。																
	項目	第 回		第 回		第 回										
		年	月	日	年	月	日	年	月	日						
I 日常生活	1. 起床	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	2. 生活リズム	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	3. 食事	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	4. 服薬管理(定期的服薬)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	5. 外来通院(定期的通院)	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	6. 体調不良時の対処	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	7. 身だしなみ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	8. 金銭管理	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	9. 自分の障害や症状の理解	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	10. 援助の要請	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	11. 社会性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
II 働く場での 対人関係	1. あいさつ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	2. 会話	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	3. 言葉遣い	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	4. 非言語的コミュニケーション	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	5. 協調性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	6. 感情のコントロール	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	7. 意思表示	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	8. 共同作業	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
III 働く場での 行動・態度	1. 一般就労への意欲	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	2. 作業意欲	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	3. 就労能力の自覚	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	4. 働く場のルール理解	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	5. 仕事の報告	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	6. 欠勤等の連絡	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	7. 出勤状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	8. 作業に取り組む態度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	9. 持続力	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	10. 作業速度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	11. 作業能率の向上	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	12. 指示内容の理解	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	13. 作業の正確性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	14. 危険への対処	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	15. 作業環境の変化への対応	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

必須チェック項目	
以下の各チェック項目について、最もよくあてはまるもの <u>1つ</u> に○をつけて下さい。	
I 日常生活	
チェック項目	自由記述欄
I-1. 起床	
①決まった時間に起きられる	
②だいたい決まった時間に起きられる	
③決まった時間にあまり起きられない	
④決まった時間にほとんど起きられない	
⑤決まった時間に起きられない	
I-2. 生活リズム	
①規則正しい生活ができる	
②だいたい規則正しい生活ができる	
③規則正しい生活があまりできない	
④規則正しい生活がほとんどできない	
⑤規則正しい生活ができない	
I-3. 食事	
①規則正しく食事をとることができる	
②だいたい規則正しく食事をとることができる	
③規則正しく食事をとることがあまりできない	
④規則正しく食事をとることがほとんどできない	
⑤規則正しく食事をとることができない	
I-4. 服薬管理(定期的服薬をしている人のみ回答)	
①決められたとおりに服薬している	
②だいたい決められたとおりに服薬している	
③決められたとおりにあまり服薬していない	
④決められたとおりにほとんど服薬していない	
⑤決められたとおりに服薬していない	
I-5. 外来通院(定期的通院をしている人のみ回答)	
①きちんと通院している	
②だいたいきちんと通院している	
③あまり通院していない	
④ほとんど通院していない	
⑤通院していない	

(就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都)

行動8を具体化する事業

事業名・事業内容	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度 取組と事業目標	担当
<p>8-1 支援プログラム（職業評価等）の普及</p> <p>職業評価等の支援ツールについて各就労支援機関に情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援課題別セミナーにおいて職業評価をテーマとした研修を開催 ・カスタマイズ型研修の一環として、職業センターの職業評価、職業準備支援場面を活用した実習を行い29機関に対し評価技法についてのノウハウを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援課題別セミナーにおいて職業評価等をテーマとした研修を開催 ・カスタマイズ型研修の一環として、職業センターの職業評価、職業準備支援場面を活用した実習を行い18機関に対し評価技法についてのノウハウを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援課題別セミナーにおいて職業評価等をテーマとした研修を開催 ・カスタマイズ型研修の一環として、職業センターの職業評価、職業準備支援場面を活用した実習を行い16機関に対して評価技法についてのノウハウを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援課題別セミナーにおいて職業評価等をテーマとした研修を開催 ・カスタマイズ型研修の一環として、職業センターの職業評価、職業準備支援場面を活用した実習を行い20機関に対して評価技法についてのノウハウを提供 	<p>【事業所管】 東京障害者 職業センター</p>

視点5 精神障害者の安定的な就労を支援

行動9 精神障害者の就労定着支援に取り組みます。

精神障害者は、心身が疲れやすい場合が多いので、当初は休憩を多く、労働時間を短くするなどして、時間をかけて仕事に慣れてもらう必要があります。そのためには、雇用主や支援者は、医療機関のスタッフに、あらかじめ障害状況や対処方法を聞いておくなど、医療機関との連携が欠かせません。

そこで、ジョブコーチによるきめ細かい支援等を図るとともに、総合コーディネーター事業の精神障害者雇用サポート事業等を通じて、医療機関とも連携しながら、精神障害者の職場定着を図ります。

また、うつ病などで休職している方に対して、東京都精神保健福祉センター、東京障害者職業センターなどにより、復職支援をしていきます。

【精神障害者雇用企業の声(障害者就労実態調査・ヒアリング結果(平成26年度より))】

- 障害者雇用についてハローワークに相談に行ったところ、精神障害者の雇用を勧められたのがきっかけとなり、1人目は総務部で採用した。2人目は編集部での採用を進めようとしたが、社員から反対や不安との意見が出されたため、就労支援機関の手を借りて、勉強会を行うなどして対応した。2人目の方が、配属部署での業務を確立してくれたおかげで、3人目の採用もスムーズに進めることができた。区の障害者就労支援センターには、トライアル雇用のときから、本人に付き添って支援してもらった。現在3ヶ所の就労支援機関と関わりがあるが、社員の理解を深めるための勉強会を開いてもらったり、体調を崩したときなどに訪問サポートしてもらったりして助かっている。いろいろ教わるうちに、社内にノウハウが蓄積され、今は自分たちで勉強会も行っている。(情報通信業)
- 現在は精神障害者3名を雇用。業務内容は事務補助、施設利用の受付などである。3名とも業務にも職場にも慣れており、安定して仕事に取り組んでいる。採用時から現在まで就労支援機関の支援を受けている。3カ月に1回定期訪問があり、担当者と障害者従業員と面談をしている。就労支援機関は主に生活や健康面のフォローを中心に実施しており、業務面での支援は特に受けていないが、雇用側としては生活や健康の状況や情報を把握しきれないので、就労支援機関からの情報はとても役に立つ。(サービス業)

(東京都、東京しごと財団、就労支援機関、東京障害者職業センター)

行動9を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度取組と事業目標	担当
9-1 東京ジョブコーチ支援事業の推進 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	○東京ジョブコーチ数：64名 (平成25年度末時点) ○支援開始数：684件 ○稼働延日数：6,926日	○東京ジョブコーチ数：69名 (平成26年度末時点) ○支援開始数：734件 ○稼働延日数：7,723日	○東京ジョブコーチ数：68名 (平成27年度末時点) ○支援開始数：733件 ○稼働延日数：7,711日	○支援目標：600件	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
9-2 精神障害者の職場復帰支援の推進 職場復帰支援（リワーク支援）の実施体制を拡充して実施するとともに、復職支援の困難事案に対しては障害者職業総合センターの研究・技法開発の成果を活用した支援を効果的に実施する。	職場復帰支援コーディネイト：422名（本所300名、支所122名） リワーク支援：346名（本所250名、支所96名） 職リハ機関へのノウハウ提供：5機関	職場復帰支援コーディネイト：511名（本所405名、支所106名） リワーク支援：415名（本所322名、支所93名） 職リハ機関へのノウハウ提供：10機関	職場復帰支援コーディネイト：660名（本所440名、支所120名） リワーク支援：504名（本所410名、支所94名） 職リハ機関へのノウハウ提供：9機関	職場復帰支援コーディネイト：556名（本所440名、支所116名） リワーク支援：456名（本所363名、支所93名） 職リハ機関へのノウハウ提供：20機関	【事業所管】 東京障害者職業センター
9-3 精神障害者の雇用継続支援の推進 雇用支援ネットワークを活用し、各関係機関との緊密な連携による精神障害者に対するジョブコーチ（東京障害者職業センター配置型職場適応援助者及び第1号（訪問型）職場適応援助者）による支援を積極的に実施する。	精神障害者に対するジョブコーチ支援54名（本所35名、支所19名）	精神障害者に対するジョブコーチ支援62名（本所50名、支所12名）	精神障害者に対するジョブコーチ支援44名（本所33名、支所11名）	訪問型法人のジョブコーチとの緊密な連携の下、精神障害者に対するジョブコーチ支援を積極的に実施する。 精神障害者に対するジョブコーチ支援53名：本39名、支所14名	【事業所管】 東京障害者職業センター
9-4 総合就労支援プログラム「トライワークプロジェクト」 通院しながら就労（復職）を希望する精神障害者を対象に、医師等専門職員のサポートにより、就労支援に向けたプログラムを提供する。	100名	99名	79名	(1)「ワークトレーニングコース」就労を目指す方のコース (2)「リターンワークコース」休職中の方が復帰を目指すコース (両コースとも疾患別の主にうつ病コース・主に統合失調症コース・主に高機能広汎性発達障害コースがある。) 他にも高次脳機能障害者への就労支援プログラムの充実と普及啓発に努めている。	【事業所管】 東京都
9-5 障害者短時間トライアル雇用奨励金事業の紹介 精神障害者の特性を踏まえ、一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し、「ステップアップ雇用奨励金」を支給し、精神障害者及び事業主の相互理解を促進し、雇用機会の確保を図る。	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 支給決定件数：25件 平成25年度より障害者トライアル雇用奨励金（障害者短時間トライアル雇用）に統合。	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 支給決定件数：13件 平成25年度より障害者トライアル雇用奨励金（障害者短時間トライアル雇用）に統合。	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 支給決定件数：16件 平成26年度より障害者トライアル雇用奨励金（障害者短時間トライアル雇用）に統合。	企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨をするほか、関係機関等への周知を含め、あらゆる機会を通じて制度の周知を徹底する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
9-6 総合コーディネート事業の推進（再掲） 【拡充】 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に向けた事業を実施する。	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年7回（うち経営者向けセミナー 年2回） (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年963件 (7)職場体験実習面談会 年4回 (8)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年26件 (9)障害者就活セミナー 年4回 (10)障害者雇用企業等情報ネットワーク構築事業 年3回 (11)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年6回（うち経営者向けセミナー 年2回） (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年1,389件 (7)職場体験実習面談会 年6回 (8)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年75件 (9)障害者就活セミナー 年5回 (10)障害者雇用実務講座 ・知識/ノウハウコース 年2回 ・実践演習コース 年2回 (11)精神障害者雇用サポート事業 年24社 (12)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年6回（うち経営者向けセミナー 年2回） (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年1,673件 (7)職場体験実習面談会 年6回 (8)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (9)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年99件 (10)障害者就活セミナー 年6回 (11)障害者雇用実務講座 ・知識/ノウハウコース 年3回 ・実践演習コース 年2回 (12)精神障害者雇用サポート事業 年30社 (13)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年6回（うち経営者向けセミナー 年2回） (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)就業総合相談会 年4回 (5)職場体験実習 年2,000件 (6)職場体験実習面談会 年8回 【拡充】 (7)職場体験実習ミニ面談会 年4回 【拡充】 (8)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年100件 (9)障害者就活セミナー 年6回 (10)障害者雇用実務講座 ・知識/ノウハウコース 年3回 ・実践演習コース 年2回 (11)精神障害者雇用サポート事業 年30社 (12)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
● 精神障害者雇用安定奨励金の活用 精神障害者の雇入れや休職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、「精神障害者雇用安定奨励金」を支給し、精神障害者の雇用を促進し職場定着を図る。 ★精神障害者雇用安定奨励金の種類 1 精神障害者支援専門家活用奨励金 2 社内精神障害者支援専門家養成奨励金 3 社内理解促進奨励金 4 ビアサポート体制整備奨励金	支給決定件数：4件 平成25年度より精神障害者等雇用安定奨励金へ統合。	支給決定件数：1件 平成25年度より精神障害者等雇用安定奨励金へ統合。			【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
● 精神科医療機関就労支援研修事業					【事業所管】 東京都
● 精神障害者雇用好事例リーフレットの作成・配布					【事業所管】 東京都

行動10

精神障害者の就労支援にかかわる 機関の連携を強化します。

精神障害者の就職や安定的な就労継続のためには、就労支援機関、医療機関、企業の連携が重要です。

そのため、関係機関による精神障害者の就労支援ネットワークを充実強化するとともに、各機関相互の理解促進を図ります。

(東京障害者職業センター、東京都)

行動10を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度 取組と事業目標	担当
10-1 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化 医療機関、保健福祉機関、事業主団体、産業保健機関等の識者を委員とした「精神障害者雇用連絡協議会」を開催する。 【開催回数】 4回	「精神障害者雇用支援連絡協議会」4回開催(本所2回、支所2回)	「精神障害者雇用支援連絡協議会」4回開催(本所2回、支所2回)	「精神障害者雇用支援連絡協議会」4回開催(本所2回、支所2回)	精神障害者の雇用支援ネットワークの充実強化を図る。 「精神障害者雇用支援連絡協議会」4回開催(本所2回、支所2回)	【事業所管】 東京障害者職業センター
10-2 精神障害者就労支援連携強化事業 精神障害者の就職及び安定的な就労継続に向け、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図る。 【開催回数】 ・精神障害者が雇用されている企業の見学会 24か所 ・精神障害者が通う医療機関のデイケア等の見学会 12か所	27年度 新規事業	27年度 新規事業	・企業見学会 24か所 ・医療機関等見学会 12か所 ・好事例等紹介リーフレット「精神障害者の雇用を進めるために」発行	好事例等紹介のリーフレットについて、企業・就労支援機関等へ、企業向け普及啓発セミナー等で紹介する	【事業所管】 東京都
10-3 医療機関との連携による障害者就労促進事業 (新規) 精神障害者の就労支援における医療機関との連携を強化をするため、医療機関での就労に向けた実習受入や院内研修等を実施するとともに、その成果を就労支援機関等に広く普及させ、精神障害者の就職及び安定的な就労継続を支援する。 【実施内容】 ・医療機関と就労支援機関の意見交換会 ・院内勉強会、実習受入 ・セミナー、DVDによる普及啓発	28年度 新規事業	28年度 新規事業	28年度 新規事業	事業内容等を取りまとめた普及啓発DVDについて、企業・就労支援機関等へ、企業向け普及啓発セミナー等で紹介する	【事業所管】 東京都

視点6 「ともに働く」意識の開拓

行動11

経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。

障害者雇用促進法等により、障害者雇用に対する企業への要請が高まってきていますが、その反面、障害者雇用に不安を抱く企業も少なくありません。そこで、東京経営者協会では、障害者を雇用することを困難に感じている企業に対して、障害者雇用相談を実施しています。

また、今後、多くの企業に障害者雇用への理解と実現を図るため、相談事業や情報提供等のサービスの拡充を図っていきます。

東京労働局では、新たに障害者を雇入れる際に支給する特定求職者雇用開発助成金、障害者トライアル雇用奨励金、障害者初回雇用奨励金、中小企業障害者多数雇用施設設置等奨励金や、障害者が働き続けられるよう支援する障害者雇用安定奨励金、障害者職場復帰支援奨励金等の各種助成金の活用による障害者雇用の促進を提案しています。

◇主なサービス（東京経営者協会）

- 1 コンサルテーションサービス
企業の状況に合わせた個別相談、特例子会社設立準備支援、継続就労支援等
(毎月第二水曜日)
- 2 セミナー開催
法・制度改正等の周知、障害者雇用拡大を目的としたセミナーを随時開催
- 3 見学会の実施
(年3～4回)
企業の要請に基づき、特例子会社、企業、就労支援機関等の見学会を実施

(東京経営者協会、東京労働局)

行動11を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度取組と事業目標	担当
11-1 企業への障害者雇用相談の実施 月に1度、障害者雇用相談員による対面での相談。 その他、電話・メールによる相談を適宜実施。	月に1度、障害者雇用相談員による対面での相談。 その他、電話・メールによる相談を適宜実施。	月に1度、障害者雇用相談員による対面での相談。 その他、電話・メールによる相談を適宜実施。	月に1度、障害者雇用相談員による対面での相談業務を行った。 その他、電話・メールによる相談を適宜実施した。 相談業務を通じ、企業内講演を行う等の成果も上がっている。	月に1度、障害者雇用相談員による対面での相談。 その他、電話・メールによる相談を適宜実施。	【事業所管】 東京経営者協会
11-2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の活用 発達障害や難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成する。	支給決定件数：42件 (うち、発達障害者1件、難治性疾患患者41件)	支給決定件数：42件 (うち、発達障害者0件、難治性疾患患者42件)	支給決定件数：61件 (うち、発達障害者0件、難治性疾患患者61件)	企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨をするほか、関係機関等への周知を含め、あらゆる機会を通じて制度の周知を徹底する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
11-3 障害者雇用安定奨励金の活用 障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成し、障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図る。	27年度 新規事業	27年度 新規事業	支給決定件数：71件	企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨をするほか、関係機関等への周知を含め、あらゆる機会を通じて制度の周知を徹底する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
11-4 障害者職場復帰支援助成金の活用 事故等による中途障害等により、長期の休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のための必要な職場適応の措置を実施した事業主に対して助成し、中途障害者等の雇用継続の促進を図る。	27年度 新規事業	27年度 新規事業	支給決定件数：3件	企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨をするほか、関係機関等への周知を含め、あらゆる機会を通じて制度の周知を徹底する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
● 精神障害者等雇用安定奨励金の活用 重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成し、重度知的障害者や精神障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図る。	支給決定件数：394件 (うち精神障害者雇用安定奨励金4件、重度知的・精神障害者職場支援助成金390件)	支給決定件数：624件 (うち精神障害者雇用安定奨励金3件、重度知的・精神障害者職場支援助成金621件)	平成27年度より障害者職場定着支援奨励金に変更し、障害者雇用安定奨励金に統合。		【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
● 「特例子会社等設立促進助成金」の活用 【支給期間】 3年間 【支給金額】 雇用規模・経過年度により 1000万円～5000万円(年額)	支給決定件数：22件 平成25年度より中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金へ統合	支給決定件数：15件 平成25年度より中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金へ統合			【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
● 難治性疾患患者雇用開発助成金の活用 難治性疾患患者を採用した企業に対し、「難治性疾患患者雇用開発助成金」を支給し、難病のある方の雇用を促進し、また雇入れ6か月経過後に職場訪問を行い、職場定着をサポートする。	平成25年度より発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金へ統合。	平成25年度より発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金へ統合。			【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
● 発達障害者雇用開発助成金の活用 発達障害者を採用した企業に対し、「発達障害者雇用開発助成金」を支給し、発達障害者の雇用を促進し、また雇入れ6か月後に職場訪問を行い、職場定着をサポートする。	平成25年度より発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金へ統合。	平成25年度より発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金へ統合。			【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
● 職場支援従事者配置助成金の活用 重度知的障害者又は精神障害者について、就職後の職場定着に向けた支援の必要性が高いため、業務の遂行に関する援助や指導を行う職場支援従事者を配置する事業主に対し、「職場支援従事者配置助成金」を支給し、障害者雇用の一層の促進を図る。	平成25年度より名称が重度知的・精神障害者職場支援助成金に変更し、精神障害者等雇用安定奨励金へ統合。	平成25年度より名称が重度知的・精神障害者職場支援助成金に変更し、精神障害者等雇用安定奨励金へ統合。			【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
● 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金の活用 重度障害者等を多数雇入れるための事業所の施設・設備の設置・整備及び重度障害者等の雇用管理ノウハウ普及を図る事業主に対して、その施設・設備の設置・整備に要した費用の一部を助成することにより、重度障害者等の雇用の促進を図る。	支給決定件数：0件 平成25年度より中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金へ統合。	支給決定件数：0件 平成25年度より中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金へ統合。			【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
● 【緊急雇用創出事業】企業等の訪問による障害者雇用普及啓発事業	(平成23年度事業終了)				【事業所管】 東京都

行動12

企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。

中小企業での障害者雇用のノウハウ等について、地域の経営者や担当者向けセミナー・講習会等を通じて周知・普及を図っていきます。

また、障害者と中小企業のマッチングを促進し、障害者の中小企業での定着率の向上に資するため、東京都の特別支援学校等と東京商工会議所会員企業との情報交換を実施していきます。

(東京都、東京労働局、東京経営者協会、東京障害者職業センター、東京商工会議所)

行動12を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度取組と事業目標	担当
12-1 経営者向けセミナー等の実施 東京労働局、障害者雇用相談員、東京障害者職業センターの協力のもと、「障害者雇用促進セミナー」を実施。 障害者雇用企業見学会を計4回実施。 人事・総務担当の実務者養成講座に障害者雇用の枠を設け、障害者雇用への企業の意識醸成・具体的取組を促進。	平成26年2月14日「障害者雇用促進セミナー」を実施。 障害者雇用促進法改正概要、知的・精神障害者の特性と雇用管理上の留意点や事例紹介を行った。 障害者雇用企業見学会を計4回実施。 人事・総務担当の実務者養成講座に障害者雇用の枠を設け、障害者雇用への企業の意識醸成・具体的取組を促進。	平成26年2月14日「障害者雇用促進セミナー」を実施。 障害者雇用促進法改正概要、知的・精神障害者の特性と雇用管理上の留意点や事例紹介を行った。 障害者雇用企業見学会を計4回実施。 人事・総務担当の実務者養成講座に障害者雇用の枠を設け、障害者雇用への企業の意識醸成・具体的取組を促進。	経営者向けに、改正障害者雇用促進法の「差別禁止、合理的配慮の提供」の2つの指針の解説および具体的事例を提供するセミナーを関係機関と協力し、実施し、高評価を得た。 平成27年4月の障害者雇用納付金対象企業拡大への準備を促す「障害者雇用入門」を開催、定員を超過したため、追加開催した。 障害者雇用企業見学会(訓練機関1回、企業2回)の計3回実施した。 人事・総務担当の実務者養成講座に障害者雇用の枠を設け、障害者雇用への企業の意識醸成・具体的取組の座学に加え、雇用現場の見学も行った。	経営者向けに、「障害者雇用促進セミナー」を関係機関と協力し、実施。普及・啓発に努める。 平成27年4月の障害者雇用納付金対象企業拡大への準備を促す「障害者雇用入門」を開催予定 障害者雇用企業見学会を3～4回実施予定。 人事・総務担当の実務者養成講座に障害者雇用の枠を設け、障害者雇用への企業の意識醸成・具体的取組を促進。	【事業所管】 東京経営者協会
12-2 事業者向けセミナー等の実施 拡充 地域の経営者や担当者向けセミナー・講習会等を実施。	【本部】 ■障害者雇用促進法の改正を踏まえ、平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」、30年4月からの「精神障害者数の法定雇用率算定基礎への加算」等について、機関紙やホームページ、メールマガジン等を通じて会員企業への周知・啓発を行った。 ■東京都のほか東京しごとセンターや(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の施策や助成金等について、人事担当者が参加する委員会やセミナー等において、周知・啓発を行った。 ■会員企業を対象とした障害者雇用促進セミナーを開催した。(約90社参加) 【世田谷支部】 ■世田谷区障害者雇用促進協議会の構成団体として、主以下の取り組みを行った。 ・障害者雇用支援プログラムの開催(計6回) ・常任委員会(計4回) ・事業者啓発(計2回)	【本部】 ■障害者雇用促進法の改正を踏まえ平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」、30年4月からの「精神障害者数の法定雇用率算定基礎への加算」等について、機関紙やホームページ、メールマガジン等を通じて会員企業への周知・啓発を行った。 ■東京都のほか東京しごとセンターや(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の施策や助成金等について、人事担当者が参加する委員会やセミナー等において、周知・啓発を行った。 ■会員企業を対象とした障害者雇用促進セミナーを9月に開催した。(約60社参加) 【世田谷支部】 ■世田谷区障害者雇用促進協議会の構成団体として、以下の取り組みを行った。 ・福祉作業所等への作業仲介、就労訓練を兼ねた商店街の落書き消し(計3回)を実施。 ・雇用促進フォーラムを開催。131名参加。 ・障害者雇用支援プログラムの開催(計6回) ・常任幹事会(計4回)	【本部】 ■障害者雇用促進法の改正を踏まえ平成28年4月から施行される障害を理由とする差別禁止・合理的配慮の提供について、特にホームページやメールマガジンに記事を掲載し、会員企業へ周知・啓発を行った。 ■東京都のほか東京しごとセンターや(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の施策や助成金等について、人事担当者が参加する委員会やセミナー等において、周知・啓発を行った。 ■労働委員会幹事会において、改正障害者雇用促進法について講演を実施(10社)し、28年4月に発表した「雇用・労働政策に関する意見」で中小企業における障害者雇用率が改善するよう提言した。 【世田谷支部】 ■世田谷区障害者雇用促進協議会の構成団体として、以下取り組みを行った。 ・福祉作業所等への作業仲介、就労訓練を兼ねた商店街の落書き消し(計3回)を実施。 ・雇用促進フォーラムを開催。147名参加。 ・障害者雇用支援プログラムの開催(計6回) 延べ176社、448名参加 ・常任幹事会(計4回)	【本部】 ■改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止、合理的配慮に関する指針の内容及び、企業に求められる対応について、会員企業への周知・啓発に取り組む。(ホームページ、メールマガジン、機関誌等) ■30年4月からの「精神障害者数の法定雇用率算定基礎への加算」等について、情報発信を行うとともに、問い合わせに対して回答・関連窓口への案内を行う。 ■東京都障害者職場定着サポート推進事業への参画を通じ、障害者の職場定着に関する調査・分析、事例収集等に協力する。 ■障害者雇用の一例として、一般企業向けに当協議所の障害者就労現場の見学受入等を実施する。(職場内障害者サポーター事業の見学受入等 2回以上20社程度) 【世田谷支部】 ■世田谷区障害者雇用促進協議会への参画を通じ、関係団体・機関との連携の下、区内中小企業等における障害者の雇用の促進に資する取り組みを行う。	【事業所管】 東京商工会議所
12-3 特別支援学校等との情報交換 特別支援学校と雇用企業とで具体的に情報交換を実施する。	【世田谷支部】 ■第1回目(6月)の障害者雇用支援プログラムにおいて、都立青島特別支援学校の「作業」の授業見学と就職への取り組みを紹介した。(企業18社34名、ほか23名計57名参加)	【世田谷支部】 ■6月に開催した「障害者雇用支援プログラム(第1回)」において、都立青島特別支援学校の「作業」の授業見学と就職への取り組みを紹介(企業24社32名、ほか24名計56名参加)	【本部】 ■東京都教育庁主催のセミナー(特別支援学校の雇用拡大・インターンシップ)について、後援し、会員企業への周知・参加促進を実施した 【世田谷支部】 ■6月に実施した「障害者雇用支援プログラム(第2回)」において、都立青島特別支援学校の「作業」の授業見学と就職への取り組みを紹介(企業19社21名、ほか19名、合計40名参加)	【世田谷支部】 ■引き続き、障害者雇用促進プログラムとして、就職に向けて取り組む青島特別支援学校の見学・懇談会などを通じ、中小企業に対し障害者雇用への理解促進を図っていく。	【事業所管】 東京商工会議所
12-4 企業向け普及啓発セミナー 東京都(福祉保健局、教育庁及び産業労働局)が東京労働局と連携して企業向け普及啓発セミナーを開催する。	第1回：都立特別支援学校で学ぶ高等部生徒のインターンシップ・就労・職場定着の支援について(参加人数37人) 第2回：障害者雇用、関係機関が支えます！(参加人数102人) 第3回：企業向け障害者雇用普及啓発セミナー～経営者の決断が障害者雇用を進める力になる！さあ、一歩踏み出しませんか～(参加人数275人)	第1回：障害のある生徒の雇用のあり方と就労支援～特別支援学校高等部生徒の雇用の拡大とインターンシップの活用～(参加人数136人) 第2回：障害者雇用、関係機関が支えます！(参加人数172人) 第3回：企業向け障害者雇用普及啓発セミナー～障害者雇用に取り組む企業の方へ～(参加人数175人)	第1回：障害のある生徒の雇用のあり方と就労支援～特別支援学校高等部生徒の雇用の拡大とインターンシップの活用～(参加人数96人) 第2回：障害者雇用、関係機関が支えます！(参加人数150人) 第3回：企業向け障害者雇用普及啓発セミナー～障害者雇用に取り組む企業の方へ～(参加人数171人)	雇用対策協定に基づき東京労働局との共働という位置づけにする。 第1回：地域と連携した都立特別支援学校生徒の雇用の拡大(教育庁企画) 第2回：障害者雇用する企業の実態を踏まえた、就労支援機関等の支援について(福祉保健局企画) 第3回：企業の雇用実例紹介など企業に広く理解促進を図る(産業労働局企画)	【事業所管】 東京都
12-5 企業向けワークショップ等の実施 「精神障害者の雇用管理」や「中小企業における障害者雇用」等をテーマとした企業の意見交換会やセミナーを開催する。 【規模】 ワークショップ 8回 セミナー 10回	ワークショップ：12回(本所10回、支所2回)	ワークショップ：12回(本所10回、支所2回)	ワークショップ：12回(本所10回、支所2回)	公共職業安定所が行う雇用率達成指導への協力や障害者雇用納付金関係業務との連携を図りながら、企業のニーズに応じたテーマを設定し、意見交換を主体としたワークショップを年間を通じて開催する。 ワークショップ：11回(本所9回、支所2回)	【事業所管】 東京障害者職業センター
12-6 中小企業のための障害者雇用支援フェア 拡充 東京都(福祉保健局、教育庁及び産業労働局)が東京労働局、東京しごと財団と連携して、これから障害者雇用に取り組もうとする中小企業を対象に、障害者雇用に係る支援制度や支援機関等を紹介し、障害者雇用について理解を深めてもらうための「障害者雇用支援フェア」を開催する。	27 新規事業	27 新規事業	7月29日実施 来場者数 572人	昨年度行った各支援機関の紹介、障害者雇用に係るセミナー等の他、企業ブースの出展等、規模を拡大して行う。 開催日：7月29日予定 規模：都内中小企業等の経営者・人事担当者500人	【事業所管】 東京都 東京労働局
12-7 企業向け雇用支援セミナーの開催 企業等を対象に、障害者雇用の現状、支援機関の活用、先進企業の雇用事例を紹介するセミナーを開催する。	第1回：6月21日(参加人数181人) 1.「法定雇用率2.0%時代における中小企業の取組みと展開」 2.「就労支援機関とともに雇用の一歩をはじめませんか～不安もサポートします～」 第2回：9月27日(参加人数169人) 1.障害者優良事業所等表彰式 2.「企業における障害者雇用の取組み～発達障害者の雇用事例～」 第3回：11月22日(参加人数152人) 1.「障害者雇用の進め方」 2.「初めでの精神障害者雇用の取組」	第1回：6月6日(参加人数192人) 1.「精神障害者の障害特性と雇用の進め方」 2.「中小企業における精神障害者雇用の実例」 第2回：9月26日(参加人数182人) 1.障害者優良事業所等表彰式 2.「企業における障害者雇用の取組み」 第3回：11月21日(参加人数149人) 1.「障害者雇用の現状と今後の課題について」 2.「企業における障害者雇用の取組み」	第1回：6月5日(参加人数158人) 1.「在宅就労を活用した中小企業における障害者雇用事例」 2.「中小企業における障害者雇用の実例」 第2回：9月25日(参加人数115人) 1.障害者優良事業所等表彰式 2.「障害者雇用の取組みについて」 第3回：11月20日(参加人数164人) 1.「雇用分野における障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務」 2.「障がい者差別禁止・合理的配慮の提供にどのように備えるか」	企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用の現状、支援機関の活用、先進企業の雇用事例を紹介するセミナーを年3回開催する。セミナーを活用して平成28年4月に施行される「障害者に対する差別禁止」合理的配慮提供義務についても周知を図る。	【事業所管】 東京労働局